

「更生保護就労支援シンポジウム」開催される

令和5年11月9日(木) 13:30から兵庫県農業共済会館7階大ホールにおいて、「誰も取り残さない～安全安心な社会と安定した生活のために～」のテーマで標記シンポジウムが開催されました。

冒頭の基調講演では、播磨社会復帰促進センター長の山岡龍一氏が「刑事施設における再犯防止に向けた取組の現状と課題」の演題で、令和7年6月から拘禁刑の導入がされることで、懲役刑では義務であった作業が義務ではなくなることから、社会復帰のために必要な作業や支援に時間を使えるようになり、現状の課題解決に繋がっていくとの貴重なレクチャーがありました。

続いて、パネルディスカッションが実施され、パネリストとして基調講演の山岡センター長、井上絵里 花谷工業取締役、奥村節世 一般社団法人「児遊人」代表理事、横山直美 中央区保護司会会長を迎え、コーディネーターを久保和慎 神戸保護観察所次長が務められました。各人の自己紹介の後、成功事例やその理由、支援に苦労した事例やそれをどのように克服したかについて発表があり、有意義な討論がなされました。



「矯正施設見学会」実施

令和5年9月27日(水) 13:30から神戸刑務所の見学会を開催したところ、10社13名の協力雇用主にご参加いただきました。また、行政から、兵庫県職員3名、尼崎市長を含む同市職員4名がオブザーバーとしてご出席くださいました。

まず、神戸刑務所の施設概況説明に続き、施設見学(生活棟、刑務作業場、居室等)があり、その後、コレワークからその役割と手続きについての説明、そして、意見交換会が行われました。

意見交換会では、施設担当者から、就労面談や資格取得を推奨すると共に出所の2週間前から寮で自律的な生活を体験させ社会復帰にあたっての準備指導を行っているとの説明があり、雇用主側からは、釈放後の就労支援面談では、自身の進路や担当したい仕事の内容を表出しない人が多い、又刑期満了に伴い就職先を退職してしまう人も多いとの現状が伝えられました。

施設担当者も世話をした入所者の釈放後の状況について気にされておられ、良い交流の機会になりました。



この広報誌「更生保護就労支援だより」は兵庫県からの委託事業により作成されています。



更生保護就労支援だより

兵庫県就労支援事業者機構



発行先 特定非営利活動法人
兵庫県就労支援事業者機構
〒651-0093
神戸市中央区二宮 4-7-6 NSビル3階
TEL 078-855-6252
E-mail: hssjk.center@gmail.com

更生保護施設における就労について

更生保護法人 神戸学而園
更生保護施設 湊川寮元施設長 高瀬 洋英



兵庫県就労支援事業者機構の会員の皆様には、謹んで新年のお喜びを申し上げます。旧年中はひとかたならぬご厚誼にあずかり厚くお礼申し上げます。昨今の世界情勢などには厳しいものがありますが、本年は辰の如く上を向いて歩いて行こうと思っております。さて、皆様ご承知のとおり、当寮は大正12年2月、救済所ニ関スル規程(明治43年3月25日縣令第15号)に基づく一時保護施設として釈放者保護に当たったのに端を発し、以後、神戸市内唯一の更生保護施設として、自立更生に必要な保護を行い、寮生の更生を図ることを目的として更生保護事業を展開してまいりました。昨年創立100年を迎えた当寮では、刑事施設から仮釈放で出所した人や満期釈放で出所したが帰るところがない等の人を一時収容し、この人達に必要な保護として衣類・食事・住居の提供はもとより、彼らが再び社会で活躍できる活動の場を確保し、自立更生を図る更生保護活動を行っています。

神戸学而園の学而とは、どんな意味があるのかとよく聞かれますが、中国の孔子の言葉を弟子たちが纏めた書物の中に学而という言葉があり、「教わったことを機会あるごとに思い出し、教わったことを何回も考え実践するうちに教わったことが身に付いてゆくことはなんと素晴らしいことでしょうか。」との意味だそうです。

寮生は就労することで、仕事に対する責任感や自信また職場規律を守ること、収入を踏まえたライフプランを描くことに加えて職場などでの人間関係を通じて人間力が向上するなど、人が社会で活動する上で必須のことを体得していきます。まさに学而に繋がるものがあります。

以前、仕事から帰寮した寮生からこんな言葉を聞いたことがあります。「俺を採用してくれた会社の親方は素晴らしい人だ。親方は俺を信頼してくれている。こんな親方に会ったのは初めてだ。親方を裏切らないために二度と悪いことはしない。仕事は大変だが楽しい。」等と、その寮生は仕事から帰った額に汗を滲ませ嬉しそうに話していました。

本年度上半期、当寮生の稼働延日数1660日で、そのうち協力雇用主企業への稼働延日数は1499日となっています。寮生が自立した社会生活への道を進むために兵庫県就労支援事業者機構の事業活動は、当寮にとって安全で安心して暮らせる社会を実現するために密接不可分なものであります。

本年、更生保護事業が更に社会に浸透し活気溢れる年になるよう兵庫県就労支援事業者機構の益々のご発展を祈念しますと共に今後ともご支援等賜りますようお願い申し上げます。

「兵庫県再犯防止推進計画」を策定しました

兵庫県県民生活部くらし安全課

県内の犯罪情勢を見ると、令和4年刑法犯認知件数が20年ぶりに対前年比で増加に転じました。高齢者を狙った特殊詐欺被害が深刻で、子どもに対する声かけ・つきまとい等の事案や、性犯罪被害も多発しています。

また、ここ数年の再犯者率は50%を超えており、全国平均を上回っています。

本県では、これまでから「地域安全まちづくり推進計画」に基づき、就労支援や住居の確保、矯正施設出所後の生活安定に向けた支援など様々な再犯防止の取組を進めてきましたが、機運の高まりや国計画の改定などを受け、単独計画として「兵庫県再犯防止推進計画」を令和5年7月に策定しました。

この計画の特色は3つあり、一つは、関係機関の連携による推進体制の構築です。就労支援、住居確保、非行防止・修学支援など、課題ごとに関係機関によるワーキンググループを設置し、組織の垣根を越えた連携体制を構築しています。

二つ目は庁内全体で再犯防止に取り組む機運の醸成です。再犯防止の取組は、長期にわたり継続的に行う必要があることから、犯罪をした者等に対象を限定した事業だけでなく、それ以外の生活困窮者も含めた社会復帰に資する事業を広く盛り込んでいます。庁内の関係課が一丸となって再犯防止に取り組みます。

三つ目は満期釈放者への支援です。満期釈放者は、仮釈放者と比べて更生に必要な指導や支援を受ける機会が少なく、再犯率が高い傾向にあります。受け入れる地域側にとっても、必要な情報が入手しにくい状況です。難しい課題ですが、関係機関と連携しながら、満期釈放者への支援にも積極的に取り組みます。

また、事業を行う際の基本方針として、

- ① 地域社会での孤立防止
- ② 関係機関による適切な役割分担と緊密な連携
- ③ 責任の自覚、被害者の心情理解の重要性を踏まえた取組の推進
- ④ 民間団体や事業者、NPO等との連携の拡大
- ⑤ 県民の関心と理解の促進

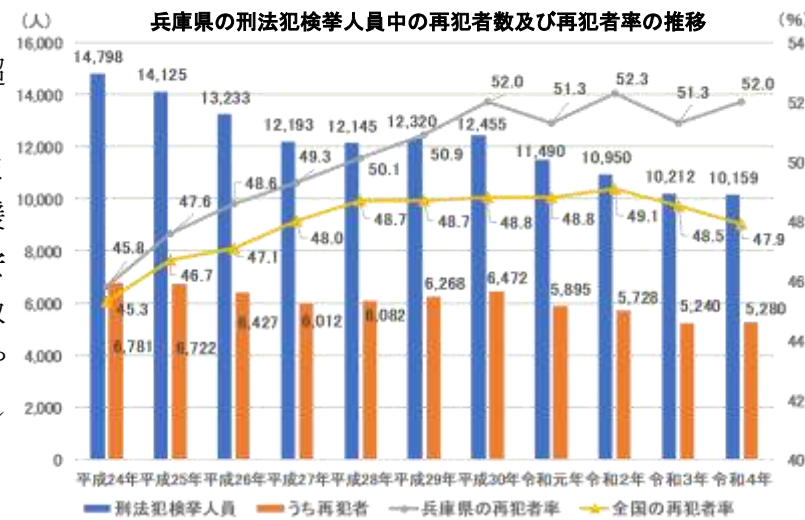


【兵庫県再犯防止推進計画ページQR】

を掲げ、就労・住居確保支援や保健医療・福祉サービスの利用促進など6つの重点項目を設定しています。各機関が基本方針に基づき、それぞれの強みを生かした取組を推進していきます。

最後に、再犯防止の取組は関係機関による連携が極めて重要です。計画策定時に構築した関係機関等によるネットワークを活用するとともに、今後はさらなる連携の拡大を図るなど、支援の網を広げることで、犯罪をした者等を孤立させることなく、社会全体で見守り、支える「だれも取り残さない兵庫」の実現を目指します。

今後とも、皆様方のご支援、ご協力をよろしくごお願い申し上げます。



雇用をして感じたことあれこれ

協力雇用主 Y社 K氏

平成31年に協力雇用主として登録され、刑務所出所者等の就労支援を始めてからおよそ5年になります。仕事の内容は、訪問介護、在宅介護支援、通所介護サービスです。そして、この間に3人の方々の入社がありました。

1人目の方は、平成31年に事務職として来ていただきました。これまで介護の経験がなく、仕事の中身が全く分からないとのことで、ご自分で初任者研修の資格を得られた後、現在では労務と経理そして財務事務もこなされ、今ではわが社に無くてはならない存在になられています。

2人目の方は、令和2年にデイサービスの介護職として入社していただき、送迎等の職務で頑張っていたのですが、1年半ほど過ぎたころに職員間のトラブルがあり、配置転換で訪問介護に異動され、主に障害者支援業務で能力を発揮されていましたが、その後、相談支援(障害)の専門員の資格も取得され、これまで丸3年にわたり順調に勤めてこられました。ところが、最近、これまで剥奪されていた国家資格(介護福祉士)が復活登録されたのを機に退職を希望されています。誠に残念です。

3人目の方は、令和5年に入社していただき、訪問介護の業務を担当していただきました。しかし、訪問先でトラブルがあり、利用者さんからの苦情が多いために勤務上の注意をしましたが、その後、欠勤が約2週間続いた後、退職するとの電話があり退社されました。一般の方の就労でもこの様なケースは多くあります。

もちろん分け隔てはしていないのですが、難しい問題です。

雇用することで、本人だけでなく地域社会にも貢献できる協力雇用主の制度に賛成しています。今後ともご協力させていただきますので、何卒ご指導宜しくお願いいたします。

就労支援の主役は、協力雇用主！

(多様な職種の方のご参加をお待ちしています)

- 支援対象者の前歴にこだわらず、一般の労働者と待遇面で差別をすることなく積極的に雇用するなどして、更生保護事業に協力していただく民間篤志事業者。事業所の所在地を管轄する保護観察所に登録していただいています。
- 今すぐ雇用できない事業所も登録可能です。



神戸保護観察所 TEL : 078-351-4015

兵庫県マスコットはばたん・更生ペンギンのホゴちゃん